

行政推進員 様 町内回覧

ニセコ町社会福祉協議会が

今年も除雪サービス支援を行います

ニセコ町の介護予防及び生活支援事業として、次の内容で除雪サービス事業を実施します。

- 事業内容 住宅周囲の除雪・屋根の雪おろし
(1シーズン2回程度)
- 実施期間 1月6日～3月31日
- 除雪業者 ニセコ町高齢者事業団

サービス対象者及び料金

- 1 身体上又は、精神上的の障害のある一人暮らしの在宅高齢者
- 2 身体上又は、精神上的の障害のある在宅高齢者夫婦世帯

費用負担 1時間(作業員一人当たり) 100円

- 3 高齢者のみで構成されている世帯でかつ、世帯の全収入が200万円以下の者。

費用負担 1時間(作業員一人当たり) 500円

- ◎ 申請窓口 **ニセコ町社会福祉協議会 事務局** (町民センター内)
(申請書は社会福祉協議会にあります。)

- ◎ 申請期限 12月25日(金)まで(申請期限以降も随時受け付けています)

- ◎ 利用者の決定 申請書に基づき身体状況や世帯状況を町保健福祉課で審査し、後日申請者へ通知いたします。

※詳しいことは、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先
ニセコ町社会福祉協議会(町民センター内)
電話 44-2234 FAX 43-2655
担 当 中 村

二 社 協 号
令和 2 年 12 月 1 日

各 行 政 推 進 員 様

社会福祉法人
二セコ町社会福祉協議会
会 長 三 橋 範 夫
<公印省略>

二セコ町介護予防及び生活支援事業（除雪サービス事業）の実施について

初冬の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から社会福祉協議会事業の推進に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、降雪期を迎え当社協では、本年も除雪サービス事業を実施いたします。身体上又は、精神上的の障害のある一人暮らしの在宅高齢者世帯、身体上又は精神上障害のある高齢者夫婦世帯、高齢者のみで構成されている世帯でかつ、世帯の全収入が200万円以下の方が対象になります。

つきましては、実施内容等について、裏面（町内回覧文書）を添付いたしましたので、行政推進区内に周知下さるようよろしくお願い致します。

※ 対象者及び料金

- ①身体上又は精神上的の障害のある一人暮らしの在宅高齢者
- ②身体上又は精神上的の障害のある在宅高齢者夫婦世帯
・・・1時間（作業員1人当たり）100円
- ③高齢者のみで構成されている世帯でかつ、世帯の全収入が
200万円以下の者・・・1時間（作業員1人当たり）500円

問合せ
二セコ町社会福祉協議会
事務局（町民センター内）
担当 中村
☎ 44-2234 FAX 43-2655